

入退院結核患者届出票遅延理由書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の

11の規定により診断後、7日以内に保健所長あてに届出をしなければな

らないところ下記の理由のため遅延いたしました。

患者氏名 _____

今回の届け出までの日数 _____

遅延理由及び今後の対策について

[]

令和 年 月 日

医療機関 _____

医師氏名 _____

小樽市保健所長 様